

## 新手的架空請求詐欺のハガキに注意！！

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)284裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会の下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月31日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-0000-0000  
受付時間 9:00～20:00 (日、祝日を除く)

### 告発通知

(通知番号 W-3号)

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した複数のグループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反で捜査当局による捜査で摘発されました。この度、被害児童及び保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。

告発後、購入者に対し捜査当局からの事情聴取の出頭要請、家宅捜索を受けることとなります。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりえますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。

告発を取り消したい者は平成30年10月19日(金)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者並びにご家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

東京都  
管轄局  
霞が関7号

NPO法人 明日への光  
[受付時間] (平日) 10:30～18:00  
[電話番号] 03-██████████

これまでの「はがき」(一例)

新手的「はがき」  
※表面は通常の官製はがき

最近、県外において、これまでのような「消費料金に関する訴訟最終通告」等という架空請求詐欺のハガキ以外に、新たに「告発通知」と題した架空請求詐欺のハガキが把握されました。

内容の概要については

- あなたが以前購入した違法わいせつ物(無修正・児童ポルノ等)の製造・販売に関与したグループを捜査当局が摘発した。
- 購入者も、購入履歴等から告発する。告発を取り消したい者は期日までに連絡すること。

などというものです。

このようなハガキが届いても相手の連絡先には

**絶対に連絡をしない**

でください。

